

昭和十七年一月末現在

敵產管理法及關係命令並ニ告示

大藏省爲替局
日本銀行外國爲替局

1

目次

一、敵産管理法(昭和十六年十二月二十二日)	一
二、敵産管理法施行令(昭和十六年十二月二十二日)	三
三、敵産管理法施行規則(昭和十六年十二月二十三日)	六
四、敵産管理委員會官制(昭和十六年十二月二十七日)	一一
五、敵産ノ管理ニ關スル登記取扱手續(昭和十七年一月六日)	一二
六、敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(昭和十六年十二月二十二日)	一三
七、南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關スル件(昭和十六年十二月二十二日)	一四
八、關東州敵産管理令(昭和十六年十二月二十七日)	一四
九、敵國ノ告示	
(1) 昭和十六年十二月二十四日大藏省告示第五百八十五號	一四
(2) 昭和十七年一月十六日大藏省告示第十二號	一五
一〇、敵産管理人選任告示	
昭和十七年一月十六日大藏省告示第十三號	一五
一一、外國人關係取引取締規則ニ依ル一般許可第六十八號(昭和十七年一月二十二日)	一六

附 録

(一) 敵産管理法案要綱……………一七

(二) 敵産管理法案議會提案理由説明書(本會議及委員會)……………一八

(三) 敵産管理人心得……………二三

一、敵 産 管 理 法 (昭和十六年十二月二十二日
法律第九十九號)

第一條 政府ハ必要アルトキハ敵産ニ關シ管理人ヲ選任シ之ヲ管理セシムルコトヲ得

本法ニ於テ敵産トハ敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵産ニ關シ政府ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者ハ政府ノ指定スル者ニ對シ前條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ依リ債權ノ目的物タル金錢又ハ物ノ支拂又ハ引渡ヲ爲シタルトキハ其ノ債務ヲ免ル

第四條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ガ第一條第一項ノ管理ニ付セラレタルトキハ其ノ財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ニ關シ處分其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外第一條第一項ノ管理及管理人ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國ニ於テ爲ス行爲ニシテ左ニ掲グルモノノ取得

又ハ處分ヲ目的トスルモノハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

- 一 本邦内ニ在ル動産又ハ不動産
- 二 本邦内ニ在ル事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資
- 三 本邦證券
- 四 本邦又ハ本邦内ニ在ル者ニ對スル債權

第六條 第一條第一項ノ規定ニ依リ管理セシムル敵産ニシテ登記又ハ登録ノ規定アルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理ニ關スル登記又ハ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 第一條第一項ノ管理ニ要スル費用ハ本人ニ屬スル敵産ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第八條 第一條第一項ノ管理ヲ免レ又ハ之ヲ妨グル目的ヲ以テ敵産ヲ取得、處分、隱匿、毀棄又ハ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該敵産ノ價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價額ノ三倍以下トス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九條 第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ從ハザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス
シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シテ前二條ノ罰金

刑ヲ科ス

第十一條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲敵産管理委員會ヲ置ク

敵産管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國ニ於テ爲シタル行爲ニシテ第五條ニ掲グルモノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行爲ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

一、敵産管理法施行令（昭和十六年十二月二十二日勅令第千七百七十九號）

第一條 敵産管理法及本令ニ規定スル敵國ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第二條 敵産管理法及本令ニ於テ敵國人トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 敵國ノ國籍ヲ有スル個人（日本ノ國籍ヲ有スル個人ヲ除ク）
- 二 敵國ノ公共團體及之ニ準ズルモノ
- 三 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

四 敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ前號ニ該當セザルモノ

第三條 敵産管理法第一條第二項、第三條、第四條第一項、第五條又ハ附則第二項ノ規定ニ依リ定ムル者ハ左ニ掲グル者（第一號乃至第三號ニ掲グル者ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノヲ除ク）トス

一 敵國內ニ居住スル個人

二 法人ノ敵國內ニ在ル支店其ノ他ノ營業所

三 敵國人以外ノ法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ敵國、敵國人又ハ敵國內ニ居住スル個人ニ屬スルモノ

四 大藏大臣ノ指定スルモノ

大藏大臣前項ノ規定ニ依リ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 敵産管理法第一條第一項ノ管理人（以下敵産管理人ト稱ス）ハ大藏大臣之ヲ選任ス

大藏大臣ハ必要アルトキハ敵産管理人ヲ解任スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ選任シタルトキハ大藏大臣之ヲ告示ス前項ノ規定ニ依リ解任シタルトキ亦同ジ

第五條 敵産（敵産管理法ニ規定スル敵産ヲ謂フ以下同ジ）ニシテ敵産管理人ノ管理スルモノノ處分

敵産管理人ノ管理スル敵産ニ關スル訴ニ付テハ敵産管理人ヲ以テ原告又ハ被告トス

第六條 敵産管理人ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

敵産管理人ガ前項ノ注意ヲ怠リタルトキハ其ノ敵産管理人ハ利害關係人ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第七條 敵産管理人ハ其ノ管理スル敵産中登記又ハ登録アルモノニ付テハ管理ノ開始後遲滞ナク當該

敵産管理人之ヲ管理スル旨ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

前項ノ規定ハ法人ノ事業又ハ營業ガ敵産管理人ノ管理ニ付セラレタルトキ當該法人ニ付之ヲ準用ス

第八條 敵産管理人ハ前條ノ規定ニ依ル登記又ハ登録ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク變更ノ登記又

ハ登録ヲ申請スベシ

敵産管理人ハ管理終了シタルトキハ遲滞ナク前條ノ規定ニ依ル登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録

ヲ申請スベシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ登記又ハ登録スベキ事項ハ登記又ハ登録ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者

ニ對抗スルコトヲ得ズ

敵産管理人ニ依ル債權ノ管理ハ之ヲ債務者ニ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ債務者其ノ他ノ第三者ニ

對抗スルコトヲ得ズ

第十條 大藏大臣ハ必要アルトキハ敵産ニ關シ大藏大臣ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 敵産管理法第五條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ認可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第十二條 敵産管理法第七條ノ規定ニ依リ支辨スベキ敵産管理人ノ報酬ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十三條 本令中大藏大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、敵産管理法施行規則 (昭和十六年十二月二十三日
大藏省令第七十六號)

第一條 敵産管理法第一條第一項ノ規定ニ依ル敵産ノ管理ハ當該敵産ニ付敵産管理人ノ選任アリタル日ヨリ開始ス

第二條 敵産管理人ノ管理ニ付セラレタル敵産ヲ占有スル者ハ當該敵産管理人ノ請求アリタルトキハ

第三條 敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行令第三條第一項各號ニ掲グル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産ガ敵産管理人ノ管理ニ付セラレタルトキハ當該敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行令第三條第一項各號ニ掲グル者ニ對シ債權又ハ債務ヲ有シ其ノ他財産上ノ利害關係ヲ有スル者ハ管理開始ノ日以後二週間以内ニ之ヲ當該敵産管理人ニ通知スベシ

第四條 敵産管理人ハ管理開始後遲滞ナク其ノ管理スル敵産ノ財産目錄ヲ本令附屬報告書式第一號ニ依リ作成シ大藏大臣ニ提出スベシ

第五條 敵産管理人ハ曆年ニ依ル四半期毎ニ其ノ管理スル敵産ニ付各期間ニ於ケル増減ノ内容及管理ノ狀況竝ニ各期末ニ於ケル現在高ヲ本令附屬報告書式第二號ニ依リ大藏大臣ニ報告スベシ

第六條 敵産管理法第十條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ジタル場合ノ賣却價額ハ大藏大臣之ヲ定ムルコトヲ得

第七條 敵産管理法第五條ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副三通ヲ作成シ最寄ノ地ニ駐在スル日本ノ大使、公使若ハ領事又ハ最寄ノ日本銀行ヲ

報告書式第一號（第四條第一項）

管理財産目録

昭和何年何月何日現在

敵國人等ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
 敵産管理人ノ住所、職業及氏名又ハ商號
 敵産管理人選任ノ日 昭和何年何月何日

種類	所在地	數量	單價	金額	財産ノ狀況	備考
資産						
負債						

- 九
- 準則 1. 本報告書ハ二通ヲ作成シ敵産管理人選任ノ日以後二週間以内ニ最寄日本銀
 ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
 2. 個人財産ニ在リテハ世帯毎ニ取纏メ記載ノ上報告スルコトヲ得
 3. 繰延資産負債、繰上資産負債又ハ見返資産負債ニ付テハ報告スルニ及バズ
 4. 種類ノ欄ニハ資産ニ在リテハ土地（永代借地權ヲ含ム）、建物、機械器具、
 器備品（家財道具ヲ含ム）、商品、有價證券、地上權其ノ他土地ニ關スル權利
 工業所有權其ノ他ノ財産權、出資金、貸付金、賣掛金、受取手形、小切手、
 取引先勘定、其ノ他ノ債權、預ケ金又ハ現金、負債ニ在リテハ借入金、預
 金、買掛金、支拂手形、取引先勘定其ノ他ノ雜債務又ハ保證債務ニ分チ成
 ベク具體的ニ記載スベシ
 5. 所在地ノ欄ニハ當該財産ノ所在地ヲ記載シ第三者ノ保管スル財産、債權又ハ
 債務ニ在リテハ當該保管者、債務者又ハ債權者ノ住所、職業、國籍及氏名
 ハ商號ヲ併記スベシ
 6. 金額ノ欄ニハ外貨表示ノモノニ在リテハ外貨額及邦貨換算額ヲ、證券ニ在
 テハ額面金額及時價ヲ併記シ、動産、不動産等ニ在リテハ取得價額、時價
 ハ記帳價額ヲ記載スベシ
 7. 財産ノ狀況ノ欄ニハ財産ノ新舊其ノ他財産ノ保存狀況、賃貸ノ有無、收益
 有無、賣却ノ見込ノ有無等ヲ成ルベク具體的ニ記載スベシ
 8. 敵國人ノ住所ヲ記載スル場合ニ在リテハ住所不明ノトキハ居所ヲ記載スベシ
 住所ノ外ニ居所ヲ有スルトキ亦同ジ
 9. 本報告書ノ用紙ノ大イサハ縦 257 耗横 356 耗トスベシ

附則

- 第八條 大藏大臣ハ必要アルトキハ本令ニ定ムルモノノ外報告ヲ徵シ又ハ本令ニ定ムル報告ヲ免除ス
 ルコトヲ得
- 九 其ノ他參考トナルベキ事項
- 八 取得又ハ處分ノ時期
- 七 取得又ハ處分スル財産ノ受渡地
- 六 對價タル通貨其ノ他ノ財産ノ種類、數量、價額及所在地並ニ其ノ支拂又ハ受領ノ時期其ノ他ノ
 條件
- 五 取得又ハ處分ノ原因及方法
- 四 取得又ハ處分ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 三 取得又ハ處分スル財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 二 取得又ハ處分ノ相手方ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
- 一 申請者ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
- 經テ大藏大臣ニ提出スベシ

報告書式第二號（第四條第二項）

敵産管理人財産報告書

昭和何年第何四半期

敵國人、住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
 敵産管理人、住所、職業及氏名又ハ商號
 （前回提出昭和何年第何四半期分）

種類	所在地	前四半期	當四半期	當四半期	當四半期	管理状況	備考
		末現在高	中取得高	中處分高	末現在高		
		數量	金額	數量	金額		
資産							
負債							
計							

1. 管理ノ状況ノ欄ニハ財産ノ保存状況、運用状況等ヲ記載シ財産ヲ處分シタル場合ニ在リテハ相手方ノ住所、職業及氏名又ハ商號並ニ對價タル金額其ノ他處分ノ條件ヲ記載スベシ
2. 其ノ他第七號ヲ除クノ外報告書式第一號ノ準則ヲ準用ス

四、敵産管理委員會官制（昭和十六年十二月二十七日勅令第千二百四十五號）

第一條 敵産管理委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ敵産管理法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

前項ノ委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ二年トシ臨時委員ノ任期ハ一年トス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 大藏大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル部會ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第七條 敵産管理委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 敵産管理委員會ニ書記ヲ置ク大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五、敵産ノ管理ニ關スル登記取扱手續(昭和十七年一月六日 司法省令第一號)

第一條 敵産管理法施行令(以下令ト稱ス)第七條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ管理ノ目的タル敵産ヲ表示スルコトヲ要ス

第二條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ管理ノ目的タル事業又ハ營業ヲ表示スルコトヲ要ス

前項ノ申請アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中豫備欄ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三條 前二條ノ規定ハ令第八條ノ規定ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第四條 管理財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ノ移轉ニ因リテ管理終了スル場合ニ於テ其ノ移轉ノ登記及管理終了ニ因ル登記抹消ノ申請書ハ同一ノ申請書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 本令ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ管理人ノ資格ヲ證スル書面ヲモ添附スルコトヲ要ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六、敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(昭和十六年十二月二十二日 勅令第千七百七十八號)

敵産管理法ハ第十一條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七、南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關スル件(昭和十六年十二月二十二日勅令第千八百八十號)

南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關シテハ敵産管理法(第十一條ノ規定ヲ除ク)及敵産管理法施行ニ依ル但シ敵産管理法中本法トアルハ本令トシ敵産管理法施行令中大藏大臣トアルハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八、關東州敵産管理令(昭和十六年十二月二十七日勅令第千二百五十一號)

關東州ニ於ケル敵産ノ管理ニ關シテハ敵産管理法第十一條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中政府トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使トシ本法トアルハ本令トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九、敵 國 ノ 告 示

(1) 昭和十六年十二月二十四日大藏省告示第五百八十五號

米國(「フィリッピン」聯邦及領地全體ヲ含ム)

英國(印度及海外領土ヲ含ム)

(2) 昭和十七年一月十六日大藏省告示第十二號

敵産管理法施行令第一條ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノハ敵産管理法及敵産管理法施行令ノ敵國トス

昭和十七年一月十六日

和蘭國及蘭領印度

大藏大臣 賀 屋 興 宣

一〇、敵産管理人選任告示(昭和十七年一月十六日大藏省告示第十三號)

敵 産

敵産管理人ノ住所及氏名又ハ商號

- 一、ゼ・ホンコン・エンド・シヤンハイバンキング・コルポレーシヨノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ゼ・ナシヨナル・シチー・バンク・オブ・ニューヨークノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ゼ・チャイタード・バンク・オブ・インディア・オーストラリア・アンド・チャイナノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、サンライフ・アツシユランス・コンパニー・オブ・カナダノ本邦所在營業所ニ屬シ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ゼ・ニューヨーク・ライフ・インシユランス・コンパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ゼ・ニクキテブル・ライフ・インシユランス・ソサイテイ・オブ・ゼ・ニューナイテッド・ステーツノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

横濱市中區南仲通五丁目六十番地
横濱正金銀行

東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地
協榮生命再保險株式會社

- 一、ゼ・マニユフアクチユラリス・ライフ・インシュランス・コンパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、スタンダード・グアキニウム・オイル・カムパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、スタンダード・船舶株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ライジング・サン石油株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、帝國船舶株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、旭日不動産株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、東洋バブコック株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、東洋紙袋株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、バラマウント・フィルムス・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、日本アール・ケー・オー・ラジオ映畫株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、メトロ・ゴールドウイン・メイヤー・コンパニーリミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、コロムビア・フィルムス・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、トエンテイリス・センチュリ・フオックス(フアイ・イースト)インコーポレテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ワナナラ・ラガリス・フアイストナル・ピクチャアス・ジャパン・インコーポレテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、大日本ユニバーサル映畫配給株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産
- 一、ユニテッド・アーチスツ・コーポレレション・オブ・ジャパンノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産

一六

横濱市鶴見區東寺尾町千五百七十四番地 森田半右衛門
 東京市品川區大井伊藤町五千七百九十番地 板垣邦器
 東京市日本橋區室町二丁目一番地ノ一 三井物産株式會社
 横濱市磯子區中根岸町三丁目二百十六番地 岩本惣次郎

一一、外國人關係取引取締規則ニ依ル一般許可第六十八號
 (昭和十七年一月二十二日 大藏省告示第二十四號)

指定外國人ニ非ザル者ガ敵産管理法施行令第四條第一項ノ規定ニ依ル敵産管理人ノ管理スル財産ニ關シ當該敵産管理人ヲ相手方トシテ外國人關係取引取締規則第九條乃至第十四條ニ掲グル行爲ヲ爲ス場合又ハ當該敵産管理人ノ爲ニ同第二十條ニ掲グル行爲ヲ爲ス場合

(附 録)

(一) 敵産管理法案要綱

米英蘭諸國及此等諸國人ノ取引ニ關シテハ本年七月ノ資産凍結以降外國爲替管理法ニ依リ相當嚴重ナル取締ヲ實施シ來リ特ニ開戦後ハ更ニ之ヲ強化シタルモ敵國及敵國人ニ付テハ其ノ財産ニ關シ管理人ノ設置、賣却命令等積極的ナル措置ヲ講ズル等ノ要アルヲ以テ新ニ左記内容ノ單行法ヲ制定セントス

記

- 一、政府ハ必要アルトキハ敵産ニ關シ管理人ヲ選任シ之ヲ管理セシムルコトヲ得ルコト
- 二、政府ハ敵産ニ關シ政府ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト
- 三、敵國又ハ敵國人ニ對シ債務ヲ負擔スル者ガ本法ノ規定ニ基ク政府ノ命令ニ從ヒ目的物ノ支拂又ハ

引渡ヲ爲シタルトキハ該債務ニ付免責セラレルコトトナスコト

四、敵國又ハ敵國人ガ外國ニ於テ爲ス行爲ニシテ左ニ掲グル財産ノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ效力ヲ生ゼザルコトトナスコト

(1) 本邦内ニ在ル動産又ハ不動産・

(2) 本邦内ニ在ル事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資

(3) 本邦證券

(4) 本邦又ハ本邦内ニ在ル者ニ對スル債權

五、本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲敵産管理委員會ヲ設置スルコト

備考

(一) 本法ハ外國爲替管理法ト一體ヲ爲シ敵國及敵國人關係ノ取引ノ取締並ニ財産ノ管理ニ付完備ヲ期シ得ルモノトス

(二) 敵産管理委員會ノ委員ハ關係各職ノ次官又ハ局長級ヲ以テ之ニ充ツルコト

(二) 敵産管理法案議會提案理由説明書 (第七十八回帝國議會本會議)

唯今議題トナリマシタ敵産管理法案ニ付提案理由ヲ説明致シマス。米英等諸國及此等諸國人ノ取引ニ關シテハ本年七月ノ資産凍結以降外國爲替管理法ニ依リ相當嚴重ナル取締ヲ實施シテ參リ、今次開戦

マシテハ敵國內ニ在ル本邦側ノ財産ニ對スル相手國ノ取扱振ニ對應シテ當方ニ於テモ機宜ノ措置ヲ執リ、又敵國側ノ財産ハ之ヲ我國ノ必要ニ應ジ極力活用スル等ノ見地ヨリ積極的ニ管理統制スル必要ガ生ズルニ至リマシタノデ、今回新ニ敵産管理ノ爲法律ヲ制定致シ度イト考ヘ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス。

何卒御審議ノ上賛成ヲ與ヘラレントヲ希望致シマス。

(三) 敵産管理法案議會提案理由説明書 (第七十八回帝國議會委員會)

唯今議題トナリマシタ敵産管理法案ニ付提案理由ヲ説明致シマス。本年七月ノ資産凍結以降外國爲替管理法ニ基ク外國人關係取引取締規則即チ所謂資産凍結令ニ依リマシテ米英等諸國及此等諸國人ノ本邦内財産並ニ本邦内經濟活動ニ對シ相當嚴重ナル取締ヲ實施シテ來タノデアリマスガ、本月八日米英ニ對シ宣戦ガ布告セラレ兩國ト敵對關係ニ立ツコトトナリマスルヤ、取敢ヘズ此等ノ諸國人ニ對シテハ資産凍結令ニ於ケル緩和的取扱ヲ撤廢致シマスルト共ニ從來ノ爲替管理ニ關スル規則及資産凍結令ニ基イテ與ヘラレマシタ許可ハ何レモ將來ニ向ツテ效力ヲ失フコトト致シタノデアリマス。尙宣戦布告ト同時ニ米英系ノ外國爲替銀行並ニ主要商社ニ對シテハ一齊ニ検査官ヲ派遣シ其ノ資産ノ調査ヲ爲

サシメルト共ニ現地監督ニ當ラシメタノデアリマス。

此等各種ノ應急措置ハ凡テ現行ノ法規ニ基キ出來得ル限り取締ヲ強化セントスルノ意圖ニ出デタモノデアリマスガ、何レモ消極的取締ノ範圍ヲ出ナイノデアリマシテ開戦後ノ今日ノ事態ニ對處スル措置トシテハ猶不充分ナル點ガ尠クナイト存ズルノデアリマス。即チ敵國側ノ財産ニ關シ必要ニ應ジ政府ニ於テ管理人ヲ選任シテ之ヲ管理セシムルノ外賣却命令等ノ方法ニ依リ積極的ニ之ヲ統制活用スル必要ガ生ズルノデアリマス。之ヲ實施致シマスガ爲ニハ從來ノ外國爲替管理法ノミヲ以テシテハ充分其ノ徹底ヲ期スルコトガ出來マセンノデ新ニ敵産管理ニ關スル單行法律ヲ制定スルコトヲ必要ト認メ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス。

次ニ本案ノ内容ニ付其ノ要點ヲ御説明致シマス。

第一ニ政府ハ必要ニ應ジ敵國又ハ敵國人關係ノ財産ニ關シ管理人ヲ選任シテ之ヲ管理セシムルコトト致シタノデアリマス。即チ政府ハ當該財産ノ所有者又ハ保管者ガ居リマセヌ場合又ハ居リマシテモ之ニ所有又ハ保管セシメ置クコトヲバ不適當ト認メタ場合等ニ於キマシテハ別ニ適當ナル管理人ヲ選任シテ之ヲ管理セシメルノデアリマス。例ヘバ工場事業場等デアツテ本邦生産力ノ増強ニ資シ得ルモノハ之ヲ適當ニ管理活用シ戰時下國家目的ニ適合スル様運營致シ度イト存ズルノデアリマス。

從ツテ管理財産ニ付キマシテハ其ノ旨ヲ第三者ニ知ラシメル必要ガアリマスノデ之ヲ登記又ハ登録ヲ爲サシメルコトト致シマシタ。尙敵産ノ管理人ニ對スル報酬其ノ他ノ費用ハ管理財産ノ中ヨリ支辨セシムルコトト致シマシタ。

第二ニ政府ハ敵國又ハ敵國人關係ノ財産ニ關シ政府ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ジ得ルコトト致シタノデアリマス。

例ヘバ敵國人ガ本邦内ニ有シテ居リマスル重要物資ハ之ヲ必要ナル方面ニ賣却セシメ又敵國人ガ本邦人ニ對シテ負ツテ居リマスル借入金債務ノ辨濟ヲ命ズル等ノ場合ニ此ノ權能ヲ活用致シタイト存ズルノデアリマス。

第三ニ敵國又ハ敵國人ニ對シ債務ヲ負擔スル者ガ政府ノ命令ニ從ツテ支拂等ヲ爲シマシタトキハ其ノ債務ニ付免責セラレルコトト致シタノデアリマス。外債ノ利子、株式ノ配當金、特許料等ニ關シ米英人ニ對シ支拂債務ヲ負擔スル者ハ政府ノ命ズルトコロニ從ヒマシテ例ヘバ橫濱正金銀行ニ設ケラレマシタ特別ノ勘定ニ拂ヒ込ミマスレバ其ノ債務ニ付免責セラレルコトト相成ルノデアリマス。斯ノ如キ免責ノ措置ヲ講ジマスル趣旨ハ開戦ニ因リ對敵債務ノ履行ガ困難トナルニ伴ヒ種々法律上ノ紛争ヲ生ズル虞ガアリマスノデ之ヲ防止致シマスルト共ニ敵國人ノ本邦人ニ對シテ有スル債權ニ付政府ガ適切

ナル統制ヲ加ヘルコトヲ容易ナラシメ様トスルニ在ルノデアリマス。

第四ニ敵國又ハ敵國人ガ外國ニ於テ敵性ヲ免ルルガ爲ニ本邦關係財産ヲ處分致シマスルガ如キ場合其ノ行爲ニ付効力ヲ認めナイコトト致シタノデアリマス。米英人ノ所有スル本邦ノ外債ハ約十四億圓ニ上リ又米英人ノ本邦内ニ有シテ居リマスル動産、不動産、事業、營業等モ尠クナイノデアリマス。開戦ノ結果此等ノ財産ガ敵産トシテ不利ナル取扱ヲ受クルコトヲ免ルルガ爲ニ之ヲ中立國人ニ賣却スル等ノ方法ヲ講ズル虞ガ多分ニアリマスノデ之ヲ防止致シマスル爲スル行爲ノ效果ヲ否認スル規定ヲ設ケタノデアリマス。尙此ノ規定ノ効力ハ之ヲ開戦當日ニ遡及セシムルコトト致シマシタ。

第五ニ敵産管理ノ實施ハ其ノ關係スル所ガ廣ク、又其ノ實施ニ當リマシテ相手國ノ出方、取扱振等ニ付テモ慎重ナル注意ヲ拂フ必要ガアリマスノデ關係各省ノ關係官ヲ以テ組織スル委員會ヲ設置シ重要事項ハ右ノ委員會ニ諮ツテ之ヲ決定シ運營ノ圓滑ヲ期シテ行キ度イト存ジテ居リマス。敵産管理ノ目的ハ最初ニ申述べマシタ通りデアリマスガ、其ノ運用ハ他ク迄相互的ナ考慮ヲ以テ臨ミ、敵國私人ノ財産ニ付キマシテハ私權尊重ノ建前ヨリ相手國ガ本邦側財産ニ對シ暴戾ナル態度ニ出デナイ限り沒收等ノ如キ事柄ハ之ヲ致サナイ考デアリマス。以上ノ理由ニ依リマシテ茲ニ本法律案ヲ提出シタ次第デアリマス。

(四) 敵産管理人心得

大藏省爲替局長 原 口 武 夫

(敵産管理人) 殿

今般大藏大臣ヨリ貴殿ヲ敵産管理人ニ選任相成候處管理ニ關シテハ左記事項恪守ノ上忠實ニ其ノ職務ヲ執行相成様致度右趣旨ニ依リ別紙様式ニ依リ請書提出相成度
此段得貴意候

記

- 一、敵産管理人選任セラレタルトキハ遲滯ナク其ノ管理スベキ財産ノ管理ヲ開始シ政府ノ命又ハ指示ニ從ヒ之ヲ管理スルハ勿論善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フベキコト
- 二、管理人前項ノ政府ノ命ニ從ハザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處シ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠リタルトキハ利害關係人ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズベキコト
- 三、敵産管理人管理ヲ開始シタルトキハ管理スベキ財産ノ狀況ヲ調査シ(封印又ハ立入禁止處分ヲ受ケ調査不能ノモノアルトキハ速ニ其ノ旨ヲ當局ニ届出タル上適宜ノ措置ヲ採ルコト) 敵産管理法施行規則附屬報告書式第一號ニ依リ財産目錄ヲ二通作成シ二週間以内ニ最寄日本銀行經由大藏大臣ニ

提出スルコト

四、管理スベキ敵産中登記又ハ登録アルモノ例ヘバ不動産、工業所有權等ニ付テハ遲滞ナク敵産管理

人之ヲ管理スル旨ノ登記又ハ登録ヲ申請スルコト

法人ノ事業又ハ營業ノ管理人ニ在リテハ右ニ準ジ其ノ旨ノ登記ヲ申請スルコト

前二項ノ登記又ハ登録ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク其ノ變更ノ登記又ハ登録ヲ申請スルコト

管理財産中債權ニ在リテハ之ヲ債務者ニ通知スルコト

五、敵産管理人其ノ管理スル敵産ニ關シ外國人關係取引取締規則ノ規定ニ依リ許可ヲ要スル行爲ヲ爲

サントスルトキハ同規則ニ依リ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコト

六、敵産管理人ハ帳簿ヲ備付ケ其ノ管理スル敵産ノ現状及増減ノ狀況其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ當

局ノ監査アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示シ得ル如ク整理シ置クコト

七、敵産管理人ハ曆年ニ依ル四半期毎ニ其ノ管理スル敵産ニ付各期間ニ於ケル増減ノ内容及管理ノ狀

況竝ニ各期末ニ於ケル現在高ヲ敵産管理法施行規則附屬報告書式第二號ニ依ル報告書ヲ二通作成シ

各期間經過後二週間内ニ最寄日本銀行經由大藏大臣ニ提出スルノ外毎月其ノ月中ニ其ノ管理スル敵

九、左ニ掲グル場合大藏省爲替局長ノ承認ヲ受クルコト

敵産管理人ガ第三者ヲシテ其ノ職務ヲ代行セシメントスル場合

管理スル敵産ガ本邦法人ノ事業又ハ營業ナル場合ニ在リテハ株主總會ノ決議又ハ承認ヲ要スル事項

ヲ決定スル場合

別紙

請書

昭和 年 月 日附ヲ以テ大藏大臣ヨリ左記財産ノ管理人ニ御選任相成正ニ敬承仕候

右ニ關シテハ御選任ノ御趣旨ニ則リ法令ノ定ムル所ニ依リ眞實正確ナル報告等仕ルハ勿論其ノ他政府ノ指示ニ從ヒ其ノ財産ノ管理ニ關シ忠實ニ其ノ職責ヲ全クスル様配意仕ルベク此儀必ズ違背致間敷此段御請仕候

記

昭和 年 月 日

氏名又ハ商號

大藏大臣 賀 屋 興 宣 殿

敵産管理法令摘要

(一) 敵産管理法施行令

第五條 敵産(敵産管理法ニ規定スル敵産ヲ謂フ以下同ジ)ニシテ敵産管理人ノ管理スルモノノ處分其ノ他ノ行爲(法人ノ事業又ハ營業ノ管理ニ在リテハ法人ノ意思決定、業務執行及代表ヲ含ム)ヲ爲ス權限ハ敵産管理人ニ專屬

敵産管理人ノ管理スル敵産ニ關スル訴ニ付テハ敵産管理人ヲ以テ原告又ハ被告トス

第六條 敵産管理人ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

敵産管理人ガ前項ノ注意ヲ怠リタルトキハ其ノ敵産管理人ハ利害關係人ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第七條 敵産管理人ハ其ノ管理スル敵産中登記又ハ登録アルモノニ付テハ管理ノ開始後遲滯ナク當

該敵産管理人之ヲ管理スル旨ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

第八條 敵産管理人ハ前條ノ規定ニ依ル登記又ハ登録ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク變更ノ登記

又ハ登録ヲ申請スベシ

敵産管理人ハ管理終了シタルトキハ遲滯ナク前條ノ規定ニ依ル登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ登記又ハ登録スベキ事項ハ登記又ハ登録ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

敵産管理人ニ依ル債權ノ管理ハ之ヲ債務者ニ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ債務者其ノ他ノ第三者

ニ對抗スルコトヲ得ズ

(二) 敵産管理法施行規則

第二條 敵産管理人ノ管理ニ付セラレタル敵産ヲ占有スル者ハ當該敵産管理人ノ請求アリタルトキハ直ニ之ヲ當該敵産管理人ニ引渡スベシ但シ當該敵産ニ付質權又ハ留置權ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 敵産管理人ハ管理開始後遲滯ナク其ノ管理スル敵産ノ財産目錄ヲ本令附屬報告書式第一號ニ依リ作成シ大藏大臣ニ提出スベシ

敵産管理人ハ曆年ニ依ル四半期毎ニ其ノ管理スル敵産ニ付各期間ニ於ケル増減ノ内容及管理ノ狀
況竝ニ各期末ニ於ケル現在高ヲ本令附屬報告書式第二號ニ依リ大藏大臣ニ報告スベシ
第五條 敵産管理人ハ帳簿ヲ備付ケ其ノ管理ニ付セラレタル敵産管理ニ付必要ナル事項ヲ記載スベ
シ